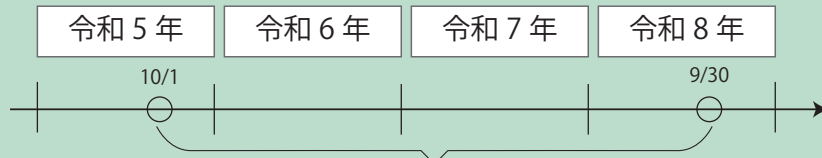


# インボイス制度に関する改正について

## 2割特例

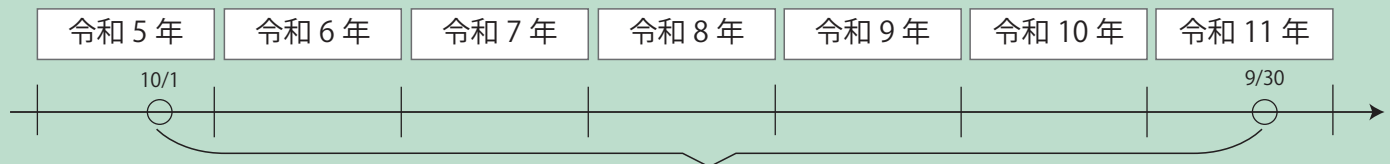


この期間の日に属する課税期間で**本来免税となる場合は、仮受消費税額の2割納付**を選択することができます。

○2割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。  
とくに届出の必要はありません。

○簡易課税を選択している場合でも、2割特例は利用可能です。

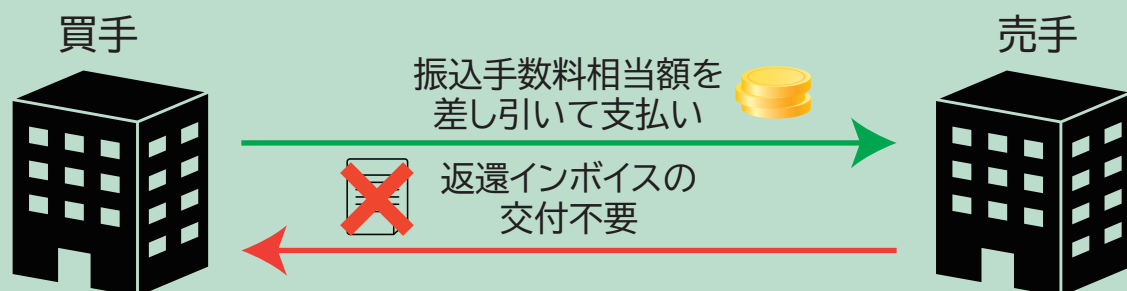
## 帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める



この期間は支払対価の額が**1万円未満の場合は、帳簿のみで課税仕入**となります。  
ただし、**基準期間における課税売上高が1億円以下**  
又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である場合。

○消費税の納税義務の判定のように給与での判定という取扱いはありません。

## 少額な返還インボイスの交付義務免除



値引き等が1万円未満である場合、**返還インボイスの交付が不要**となります。